

(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例(案)の概要

犯罪の被害を受けることは、誰にでも起こり得ることであり、その影響により、犯罪の被害を受けた者のこれまでの生活は一変する。犯罪被害者本人やその家族は又は遺族は、身体的傷害や経済的損失を被り、生活が困難になってしまうほか、いわれのない誹謗中傷や偏見による差別等、精神的苦痛に悩まされる場合もある。このような状況から、犯罪被害者等ができる限り速やかに安全で安心な生活を送ることができるようにするためには、地域社会全体で、区民一人ひとりが、犯罪被害者等が置かれた状況を理解し、犯罪被害者等に配慮することが必要です。

区は、犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築することを目指し、この条例を制定する。

目的(第1条)

犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の趣旨にのっとり、世田谷区における犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定め、区の責務、区民等及び事業者並びに学校等の役割を明らかにし、犯罪被害者等の支援に係る施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が被った不利益の回復又は軽減を図ること等を目的とする。

基本理念(第3条)

- 犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重されるよう配慮する。
- 区、区民等、事業者、学校等及び関係機関等が相互に連携及び協力し、できる限り速やかに安全で安心な生活を送るために必要な支援を長期的な視点で継続的に行う。
- 犯罪被害者等の名誉又は生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の防止に配慮する。

区民等の役割(第5条)

- 犯罪被害者等が置かれる状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように十分に配慮する。
- 区の犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

事業者の役割(第6条)

- 犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように努める。
- 雇用関係にある犯罪被害者等に対しては、必要な支援を行い、区の犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

学校等の役割(第7条)

- 教育活動等を行うにあたっては、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように努める。
- 在籍する幼児、児童、生徒又は学生が犯罪等により被害を受けたときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるよう、その学校生活等に関し、必要な配慮が行われるよう努める。
- 区が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

区の責務(第4条)

犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるよう、その体制の整備に努めるとともに、犯罪被害者等の様々な状況を十分に理解し、寄り添った支援を行う。

犯罪被害者等相談窓口の設置(第8条)

犯罪被害者等の総合的な支援のため、窓口を設置する。

犯罪被害者等への支援を推進するための理解を深めるため、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じた施策を実施する。



初期対応から回復に向けた総合コーディネート機能を担う

人材の育成(第10条)

犯罪被害者等への支援(第9条)

関係機関等との連携(第11条)

理解促進(第12条)

運用方針の策定(第14条)

第8条から第12条までに掲げる規定について、運用方針を定める。

区が実施する支援策

- 犯罪等に起因する相談に関する支援
- 経済的負担の軽減
- 家庭生活及び仕事、学業等の社会生活を継続することが困難となった者への支援
- 現在の住居に居住することが困難となった者への支援
- その他区長が必要と認める支援

関係機関等

- 国
- 東京都
- 地方公共団体の機関
- 警察
- 犯罪被害者等支援団体
- その他関係する者

犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるよう、関係機関との連携に努める。